



平成 22 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 日本光電工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 鈴木 文雄
(コード番号 6849 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長 広瀬 文男
(T E L 03-5996-8003)

当社株式の大量買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会決議により、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量買付行為に対する対応方針（以下、「旧基本ルール」といいます。）を導入することとし、同年 6 月 28 日開催の第 56 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き、旧基本ルールを導入いたしました。旧基本ルールの有効期間は、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 59 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって満了することとなります。

この旧基本ルールの有効期間満了に先立ち、当社は、法令等の改正等、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、本日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本定時株主総会において承認可決されることを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧基本ルールの内容を一部改定した上、更新することを決定いたしました（以下更新後の対応策を「本基本ルール」といいます。）ので、お知らせいたします。

なお、本基本ルールの有効期間は、旧基本ルールの有効期間の満了時から平成 25 年 6 月開催予定の第 62 回定時株主総会終結の時までといたします。

本基本ルールの内容につき、旧基本ルールからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 企業価値研究会の議論を踏まえ、対抗措置を発動する要件につきまして整理を行いました。
- ② 本基本ルール所定の場合に、対抗措置の発動に関して株主意思の確認を行う手続を明記いたしました。
- ③ 買収提案の検討期間がいたずらに延びる懸念を払拭するため、買収者に対する追加情報提供の依頼期間に上限（60 日）を設定し、買収者による情報の提供が十分であると独立委員会が判断した時点から検討期間が開始されることを明確にしました。
- ④ 新株予約権に関する記載の内容整理、株券電子化に伴う修正、その他所要の修正を行いました。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様に十分な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和 26 年の創立以来、「エレクトロニクスで病魔に挑戦」をモットーに、医用電子機器のトップメーカーとして数々の優れた医療機器を世界中の医療機関に提供してきました。当社が最先端技術を駆使して開発・提供する医療機器は、脳波計や心電計などの検査機器、生体情報モニタ、除細動器などの治療機器、健康増進や在宅医療関連機器等、幅広い分野にわたります。

医療機器事業においては、医療現場に密着してお客様である医師・看護師・技師の方々や患者様のニーズを把握し、ユーザオリエンテッドに徹した商品をタイムリーに開発・提供し続けることが不可欠です。同時に、医療機器は人命に直結するものであるため、優れた品質と高い安全性、安心して使い続けていただくためのサービス・サポート体制が求められます。

当社の企業価値の源泉は、主に「医療現場に根ざした技術開発力」「国内外の良好な顧客基盤」「高品質の商品・サービスとそれを支える開発・生産・販売・サービス陣」「長年にわたって培ってきたブランド力」等にあると考えています。

当社は、創立以来蓄積された専門的な知識・ノウハウや豊富な経験を継承するとともに、産官学連携等を通じて築かれた国内外のお客様との良好な協力関係を維持することによって、技術開発力の強化を図り、国際競争力のある付加価値の高い商品の提供に努めてきました。また、当社は、世界中のお客様、患者様に満足いただける製品づくりのために品質を最も重視しており、当社商品・サービスの品質の高さは国内外で評価されています。こうして長年の事業活動を通じて培ったお客様、取引先、その他の関係者の皆様からの信頼は、「日本光電」ブランドとして何物にも替えがたい当社の貴重な財産となっています。

2. 企業価値向上への取り組み

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に、社員の豊かな生活を創造する」という経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

当社は、平成 23 年 8 月に創立 60 周年を迎えます。この節目を機会に、今般、10 年先の平成 32 年を展望した「長期ビジョン」を策定いたしました。新しい日本光電グループとして今後 10 年間でダイナミックに変革し、当社の目指すべき将来像として定めた「世界初の

革新的技術の確立」、「世界最高品質の確立」、「グローバルシェア No.1 の獲得」の実現を目指していきます。

平成 22 年度～24 年度の新中期経営計画「SPEED UP III」は、この長期ビジョン実現のための第一ステージと位置づけ、基本方針として①お客様に安全と安心を提供し続けるためにグループ全員が「お客様起点で行動」すること、②グローバル競争を勝ち抜くための「高収益体質の強化」を図ること、③飛躍的成長を遂げるための「新たなコア事業の創造」に取り組むこと、④全てにおいて「スピード感を持って」取り組むことを掲げています。具体的には、①品質向上活動の推進、②技術開発力の強化、③コア事業の拡大・強化、④グローバル化の加速、⑤新規事業の創造、⑥企業体質の強化、という 6 つの課題を特に注力すべき重要課題として定め、これらに積極的に取り組んでいきます。今後も、医療現場に根ざした技術開発でヘルスケアの課題に挑戦し、お客様に安全と安心をご提供し続けることで、社会に貢献するとともに企業価値・株主共同の利益の向上に努める所存です（新中期経営計画の詳細につきましては、本日発表の当社プレスリリースをご参照ください。）。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることは重要な経営課題であると考えています。当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離するため、執行役員制度を導入しています。取締役につきましては、経営の意思決定を迅速に行うため員数を 12 名以内とし、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため任期を 1 年としています。また、内部統制の強化のため、内部監査体制の整備に努めています。

今般、当社取締役会は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、本定時株主総会での承認を条件として、社外取締役 1 名の選任と社外監査役 1 名の増員を決議いたしました。本基本ルールにおいて独立委員会のメンバーとすることにより、独立委員会の機能を強化する予定です。

III. 本基本ルールの目的および内容

1. 本基本ルールの目的

本基本ルールは、上記 I に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

当社株式の大量買付行為が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示したり、大量買付者との交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。平成 22 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙（5）のとおりです。

2. 本基本ルールの内容

(1) 対象となる買付行為

本基本ルールが対象とする買付行為は、次の a もしくは b に該当する買付行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下、このような行為を「大量買付行為」、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といい、当該大量買付者と金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者に該当する者を合わせて「大量買付者グループ」といいます。）とします。

- a. 当社が発行者である株券等¹について、保有者およびその共同保有者²の株券等保有割合³の合計が 20%以上となる買付その他一切の行為
- b. 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付者⁵ およびその特別関係者⁶の株券等所有割合⁷の合計が 20%以上となる公開買付け⁸

大量買付者グループは、本基本ルールに定められる手続に従うものとし、本基本ルールに従い当社取締役会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議（下記(5)）を行うまでは、大量買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 買付意向表明書の提出

- a. 大量買付者グループは、大量買付行為を行う前に、下記必要情報を記載した大量買付提案書、および当該大量買付者グループが本基本ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、大量買付提案書と併せて「買付意向表明書」といいます。）を、当社取締役会に提出しなければなりません。なお、買付意向表明書および次の c に該当する追加情報における使用言語は日本語に限りします。
 - ① 大量買付者グループの概要（名称、所在地、設立準拠法、株主構成、国内連絡先、事業内容、財務内容等）
 - ② 大量買付行為の目的、方法および内容
 - ③ 当社株券等買付価格およびその算定根拠
 - ④ 買付資金の裏付け、借り入れの場合にはその借入先および返済計画
 - ⑤ 買付対価が現金以外の場合、その内容および評価に関する事項
 - ⑥ 大量買付行為完了後の当社に対する経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
 - ⑦ 大量買付行為完了後の当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等
 - ⑧ その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断した事項
- b. 大量買付行為の提案があったこと、および当社取締役会に提出された買付意向表明書記載の情報は、当社取締役会の判断で、適時適切に情報開示を行います。
- c. 当社取締役会は、買付意向表明書を受領後直ちに独立委員会に送付します。当社取締役会および独立委員会は、買付意向表明書記載の内容が不十分・不明確と判断した場合は、（独立委員会の場合は直接または当社取締役会を通じて、）大量買付者グループに対して、適宜回答期限を定めた上、合理的な範囲内で追加情報の提供依頼、質問状の送付を行うことがあります。追加情報の提供依頼は、必要かつ十分な情報が提供されるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、買付意向表明書を受領した日から起算して 60 日を超えないものとします。

¹株券等とは、金商法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。

²保有者とは、金商法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含み、共同保有者とは、同条第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

³株券等保有割合とは、金商法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。

⁴株券等とは、金商法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。

⁵公開買付者とは、金商法第 27 条の 2 第 1 項本文に規定する公開買付を行う者をいいます。

⁶特別関係者とは、金商法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。

⁷株券等所有割合とは、金商法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。

⁸公開買付けとは、金商法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいいます。

(3) 独立委員会による検討

- a. 当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルール of 遵守状況や対抗措置発動の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役、社外有識者の中から当社取締役会が指名する3名以上の独立委員で構成するものとします(独立委員会の概要につきましては別紙(3)、独立委員候補者につきましては別紙(4)をご参照ください。)
- b. 当社取締役会は、大量買付行為またはその提案があった場合、速やかに独立委員会の開催を依頼します。
- c. 独立委員会は当社取締役会の諮問機関として、買付意向表明書の内容および当社取締役会が当該大量買付行為に対する代替案を有する場合においては当社代替案について検討し、その理由を添えて、対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します(以下、「検討等」といいます。)。独立委員会の検討等の内容につきましては、適時適切に情報開示を行います。なお、独立委員会は以下につき検討するものとします。
 - ① 大量買付者グループの本基本ルール of 遵守状況
 - ② 買付意向表明書に記載された内容が上記 2(2)a 記載の情報として必要かつ十分なものであるかどうかの検討
 - ③ 大量買付者グループに対する追加情報の提供依頼、質問状の送付および聞き取り調査
 - ④ 買付意向表明書に記載された内容および追加提供情報の検討
 - ⑤ 当社代替案の内容の検討
 - ⑥ 当社取締役会による大量買付者グループとの協議・交渉結果の評価
 - ⑦ 対抗措置発動に関して株主総会招集の可否の判断
 - ⑧ 対抗措置発動の可否
 - ⑨ 対抗措置実行中止の可否
 - ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- d. 独立委員会は、買付意向表明書記載の当該大量買付提案内容と、当社取締役会の事業計画等との比較検討が必要と判断する場合には、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的な期間内(原則として60日以内とします。)に当該大量買付提案の内容に対する意見、その根拠資料および代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができるものとします。
- e. 当社取締役会は、上記に記載のとおり、独立委員会の求めに応じて情報等を提供します。また、必要に応じて、大量買付提案内容の改善のために大量買付者グループと協議・交渉を行い、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。
- f. 独立委員会による検討等に要する期間は、独立委員会が買付意向表明書記載の情報提供(追加的に提供を要求したものも含みます。)が十分なものであると判断し、その旨の通知を大量買付者に行った日から、大量買付提案評価の難易に応じ以下の通りとします(以下、「検討期間」といいます。)。
 - ＜対価を現金(円貨)のみとする当社全株式の大量買付提案の場合＞・・・60日間
 - ＜その他の大量買付提案の場合＞・・・90日間
- g. 独立委員会は、その判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社の費用負担により、独立の外部アドバイザー(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、学識経験者などの専門家等)からの助言を得ることが出来ます。

(4) 独立委員会の勧告

a. 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、当該大量買付行為が以下の場合に該当すると判断した場合は、引き続き大量買付者グループからの情報提供や大量買付者グループとの交渉・協議等が必要である等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、対抗措置の発動としての新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

なお、独立委員会は、当該大量買付行為について下記②から④の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該対抗措置の発動に関して株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

- ① 本基本ルールを大量買付者グループが遵守しない場合（遵守するとの誓約文言を記載した書面を提出しない場合も含む）
- ② 当該大量買付行為が、以下のいずれかに該当し、当該行為が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合
 - ◆ 当社株券等を買占め、当該株券等について当社あるいは当社の関係者に高値で買取りを要求する場合（いわゆる「グリーンメーラー」の場合）
 - ◆ 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等（知的財産権、ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含む、以下同じ。）を廉価で取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者グループの利益を実現する経営を行うような場合
 - ◆ 当社の資産を大量買付者グループの債務の担保や弁済原資として流用する場合
 - ◆ 当社の経営を一時的に支配して、当社の資産等を処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇を狙って高値で売り抜ける場合
- ③ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある場合
- ④ 当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な場合

b. 対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、当該大量買付行為について発動事由に該当しないと判断した場合、検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

(5) 取締役会の決議

- a. 当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うものとします。ただし、次の（6）に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うものとします。
- b. 当社取締役会は、必要に応じ、対抗措置発動後も大量買付者グループと協議・交渉を行うことがあります。その結果、大量買付者グループが大量買付行為の根幹に関する事項の変更提案を行った場合や大量買付行為を中止した場合など、当社取締役会による対抗措置発動の判断の基礎となった事項に重要な変更が生じる場合があります。そのような場合には、独立委員会の意見を求めた上で、当社は、当社取締役会決議により、対抗措置の発動を中止することがあります（その場合には、適用ある法令および金融商品取引所の規則・規程等に従って、適時適切に情報開示を行います。）。具体的には、新株予約権無償割当てを中止し、または割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。

(6) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本基本ルールに従った対抗措置の発動を行うに際して、上記(4)aに従い、独立委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(7) 情報開示

当社は、本基本ルールの運用に際しては、適用ある法令および金融商品取引所の規則・規程等に従い、本基本ルールの各手続の進捗状況（買付意向表明書が提出された事実、検討期間が開始した事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時適切に情報開示を行います。

(8) 新株予約権の無償割当ての概要

本基本ルールに基づき対抗措置として行われる新株予約権の無償割当ての概要は、別紙（2）に記載のとおりとします。

(9) 本基本ルールの有効期間および変更・廃止

- a. 本基本ルールの有効期間は、本定時株主総会の承認後から平成 25 年 6 月開催予定の第 62 回定時株主総会終結の時までとします。本基本ルールを継続する場合には、再度当社株主総会にお諮りします。
- b. 本基本ルールは、本定時株主総会決議の基本的な趣旨に反しない場合には、その有効期間内であっても、各種法令や金融商品取引所の規則・規程等の改正等を踏まえ、取締役会において所要の変更・見直しを行う場合があります。また、当社株主総会にて本基本ルールを廃止する旨の議案が可決された場合、または当社取締役会により本基本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合、本基本ルールは廃止されます。当社取締役会は、本基本ルールの変更または廃止がなされた場合には、その旨およびその内容につき、適時適切に情報開示を行います。

(10) 法令の読み替え

本基本ルールにおいて引用する法令の規定は、平成 22 年 5 月 10 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、各引用されている条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、各条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

Ⅳ. 株主・投資家の皆様に与える影響について

1. 本基本ルール導入時の影響

本基本ルール導入時点においては、新株予約権の割当ては行われません。よって、株主・投資家の皆様に経済的な影響が生じることはない予想されます。

2. 対抗措置発動時の影響

本基本ルールに定める手続を踏まえ、当社取締役会が株主共同の利益を守るために、対抗措置を発動した場合、当社取締役会が別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式 1 株に対して新株予約権が 1 個無償で割当てられます。この新株予約権を行使するためには所定の期間内に付与された新株予約権の個数×1 円の払込みのほか、所定の手続が必要となります。仮に、株主の皆様が、所定の期間内にその手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化することとなります。ただし、取得条項付新株予約

権を割当てての場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株が割当てられますので、株主の皆様からの払込みは必要なく、その保有する株式も希釈化しません。

3. 対抗措置実行中止時の影響

当社が、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

V. 本基本ルールの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本基本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」）を充たしています。

2. 株主意思の尊重

本基本ルールは、本定時株主総会におけるご承認を条件として導入されます。また、当社取締役の任期は1年となっていますので、毎年の取締役の選任を通じて、本基本ルールについての株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。さらに、導入後も、当社株主総会において本基本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本ルールはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

3. 取締役会の恣意的判断の排除

当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況や対抗措置発動の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置します。また、独立委員会の検討等の内容については株主の皆様が開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する仕組みが確保されています。

4. 合理的な客観的発動条件の設定

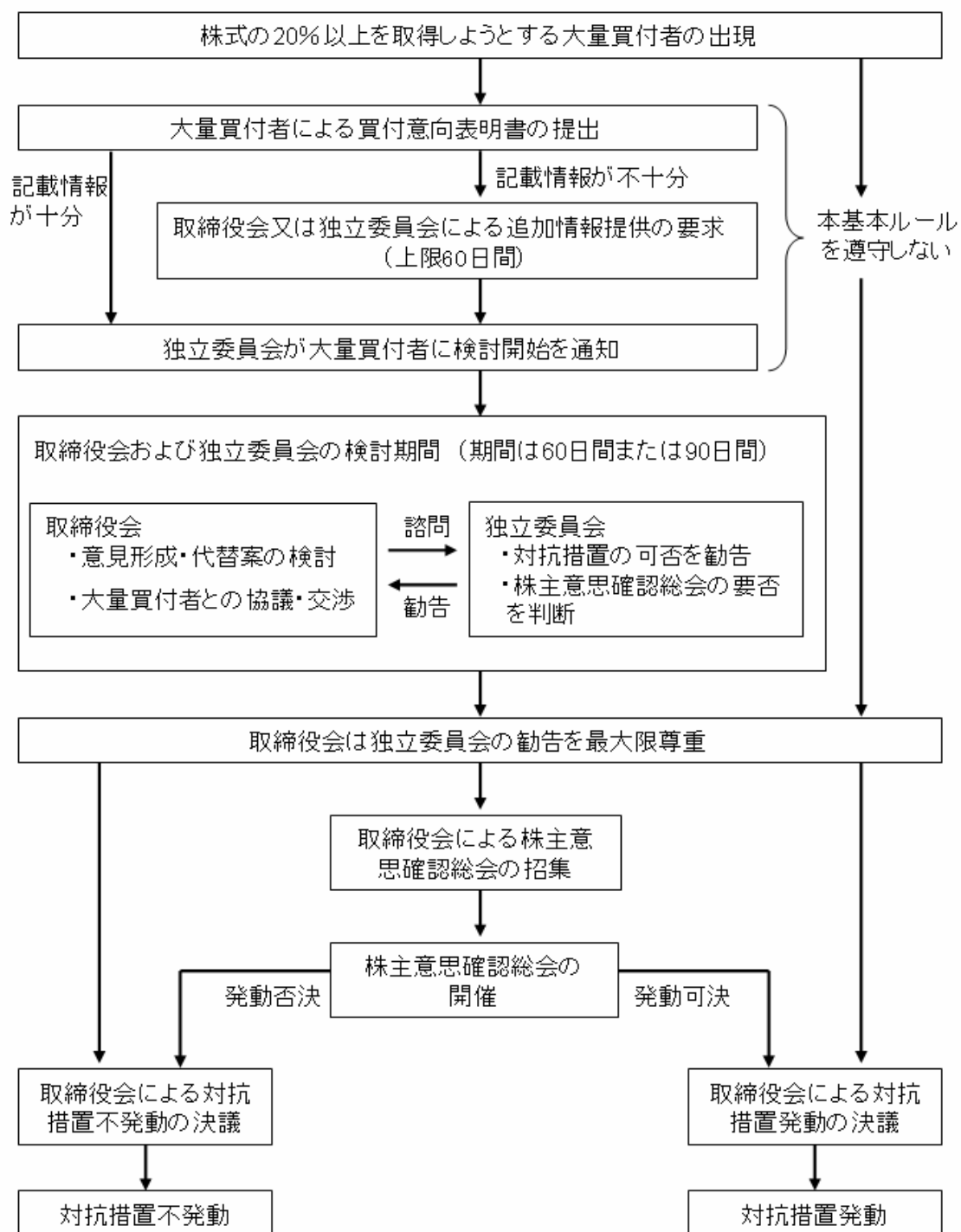
本基本ルールにおける対抗措置は、Ⅲ2(4)aに記載の通り、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合のみ発動されるよう設定しており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

当社の株券等を大量に買付けた者は、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本基本ルールを廃止することが可能であります。よって、本基本ルールはデッドハンド型買収防衛策（取締役会構成員の過半数を交代させても、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されないため、本基本ルールは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を防止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

別紙（１）：当社株式の大量買付行為に対する対応方針のフローチャート



（注）本フローチャートは、本基本ルールの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

別紙（２）：新株予約権の概要

1. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行決議において当社取締役会が割当期日として定める日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式数（同日最終における当社所有の普通株式を除く。）を上限とします。
2. 新株予約権割当ての対象となる株主およびその割当条件
割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その所有株式１株につき、１個の割合で新株予約権を割当てます。
3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権 １個につき１株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
4. 新株予約権の発行価額
株主に対する無償割当の方法によるため、発行価額は無償とします。
5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、当社普通株式１株当たり１円とします。ただし、取得条項付新株予約権を割当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株を割当てるものとし、払込みは不要です。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を必要とします。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が 20%以上の大量買付者グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、原則として、その所有する新株予約権を行使できません。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記 7 の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 １個につき １株を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

以 上

別紙（３）独立委員会の概要

1. 独立委員会は、３名以上の独立委員で構成するものとします。独立委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、経営経験豊富な会社経営者、投資銀行業務に精通する者等）の中から指名し、独立委員に就任する者は以下の①～⑤のいずれにも該当しないものとします。また、独立委員会の委員長は独立委員の互選により選任するものとします。
 - ① 当社の大株主（発行済株式総数の５％超）、若しくは当該大株主と金融商品取引法第２７条の２第７項に規定する特別関係者に該当する者、またはそれらの者の利益を代表する者（大株主のアドバイザー、役職員等）
 - ② 当社のグループ会社（グループ会社とは、当社が議決権の過半数を有する会社をいい、当社の子会社または孫会社が議決権の過半数を有する会社を含みます。）の取締役もしくは従業員である者、またはあった者
 - ③ 当社と重要な取引関係（当社が当該会社に対して物品もしくは役務の対価として支払った金額、または当該会社が当社に対して物品もしくは役務の対価として支払った金額の合計額が年間１億円もしくは当該会社の連結売上高の２％のいずれか高い方の金額を超えている）がある会社、または過去３年以内にあった会社の取締役、執行役もしくは従業員
 - ④ 当社のアドバイザー（顧問弁護士や経営コンサルタントなどをいい、社外取締役、社外監査役は含みません。）として、高額（年間１千万円以上）の報酬を受取っている者、または過去３年以内に受取ったことがある者
 - ⑤ ①～④のいずれかに該当する者の近親者（２親等以内の親族または同居親族）
2. 独立委員の任期は３年とし、再任を妨げないものとします。
3. 独立委員会は、買付意向表明書の内容および当社取締役会が当該大量買付行為に対する代替案を有する場合においては当社代替案について検討し、その理由を添えて、対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。なお、独立委員会は以下につき検討するものとします。
 - ① 大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況
 - ② 買付意向表明書に記載された内容が必要かつ十分なものかどうかの検討
 - ③ 大量買付者グループに対する追加情報の提供依頼、質問状の送付および聞き取り調査
 - ④ 買付意向表明書に記載された内容および追加提供情報の検討
 - ⑤ 当社代替案の内容の検討
 - ⑥ 当社取締役会による大量買付者グループとの協議・交渉結果の評価
 - ⑦ 対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
 - ⑧ 対抗措置発動の可否
 - ⑨ 対抗措置実行中止の可否
 - ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
4. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員が全員出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。ただし、止むを得ない事由があるときは、独立委員会の当該決議において議決権を有する委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことが出来ることとします。

以 上

別紙（４）独立委員候補者の略歴

山内 雅哉 （やまうち ・ まさや）

【略歴】

昭和 35 年生まれ

昭和 63 年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会）

平成 5 年 9 月 中川・山内法律事務所開設

平成 13 年 8 月 ひびき綜合法律事務所に統合（現在）

山内雅哉氏は当社の社外取締役候補者（本定時株主総会で選任後、就任予定）です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

加藤 修 （かとう ・ おさむ）

【略歴】

昭和 19 年生まれ

昭和 51 年 4 月 慶應義塾大学法学部助教授

昭和 56 年 4 月 慶應義塾大学法学部教授

昭和 58 年 9 月 慶應義塾大学法学博士

平成 15 年 9 月 弁護士登録（東京弁護士会）

平成 16 年 6 月 当社監査役（現在）

平成 19 年 6 月 当社独立委員（現在）

平成 22 年 4 月 慶應義塾大学名誉教授（現在）

加藤修氏は会社法第 2 条第16号に規定される社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

河村 雅博 （かわむら ・ まさひろ）

【略歴】

昭和 24 年生まれ

昭和 52 年 6 月 税理士登録

昭和 54 年 3 月 公認会計士登録

昭和 54 年 8 月 河村会計税務事務所入所（現在）

河村雅博氏は当社の社外監査役候補者（本定時株主総会で選任後、就任予定）です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

森脇 純夫 （もりわき ・ すみお）

【略歴】

昭和 32 年生まれ

昭和 56 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 石井法律事務所入所

平成 3 年 4 月 石井法律事務所パートナー（現在）

平成 11 年 4 月 司法研修所教官（民事弁護）（平成14年 1 月まで）

平成 17 年 4 月 新司法試験審査委員（民法）（平成 18・19・20 年度）

平成 19 年 4 月 東京大学法科大学院客員教授（平成 22 年 3 月まで）

平成 19 年 6 月 当社独立委員（現在）

森脇純夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

賀川 寛一郎 (かがわ ・ かんいちろう)

【略歴】

昭和 25 年生まれ

昭和 50 年 4 月 昭和監査法人入所

昭和 53 年 9 月 公認会計士登録

昭和 55 年 7 月 賀川公認会計士事務所開設（現在）

昭和 58 年 7 月 東陽監査法人入所

平成元年 3 月 朝日監査法人入所

平成 19 年 6 月 当社独立委員（現在）

賀川寛一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお同氏は東陽監査法人に在籍している間も含め、これまで当社の監査に実際に関与したことはありません。

以 上

別紙（５）大株主の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

株主名	所有株数（株）	議決権比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4, 259, 500	9. 70%
株式会社埼玉りそな銀行	2, 096, 875	4. 78%
東芝メディカルシステムズ株式会社	1, 990, 000	4. 53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1, 893, 700	4. 31%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1, 155, 400	2. 63%
富士通株式会社	1, 063, 779	2. 42%
日本興亜損害保険株式会社	974, 748	2. 22%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	862, 565	1. 97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	854, 200	1. 95%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	703, 900	1. 60%

（注）当社は、自己株式 1, 831, 850 株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。

以 上